



県がすすめている取り組みを紹介します！

10月からの税制改正 - 自動車の税と軽減税率制度 -

自動車の税の見直しと新たに実施される軽減税率制度についてお知らせします。

自動車の税が変わります

自動車税種別割[※]の税率引き下げ

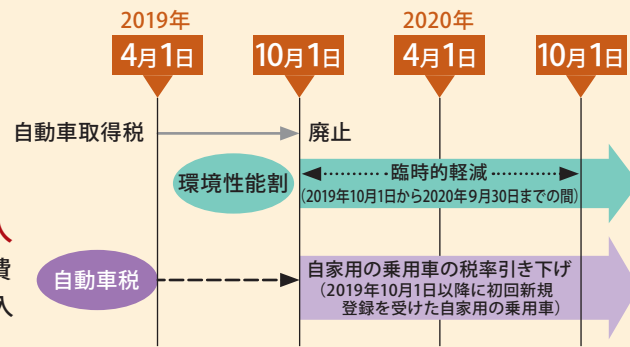
※自動車税は「自動車税種別割」に改称されます

10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用の乗用車から税率が引き下げられます。なお、軽自動車については、税率は変更されません。

自動車取得税の廃止と環境性能割の導入

10月1日から自動車取得税が廃止され、自動車の燃費性能などに応じて取得時に課税される環境性能割が導入されます。

新車・中古車を問わず対象となり、税率は自家用の登録車が0~3%、営業用の登録車と軽自動車が0~2%です。なお、来年9月30日までに自家用の乗用車(登録車・軽自動車)を購入する場合、環境性能割の税率1%分が軽減されます。



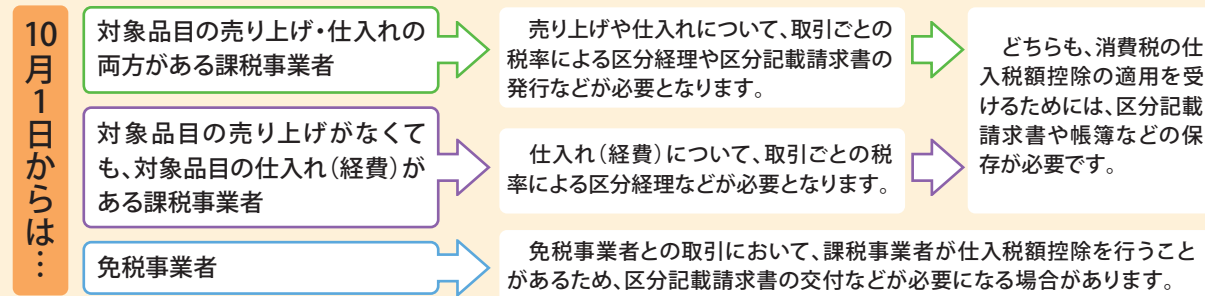
軽減税率制度が実施されます

10月1日から消費税率(消費税率+地方消費税率)は、8%から10%へ引き上げられますが、「酒類・外食を除く飲食料品(人の飲用または食用に供されるもの)」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率(8%)が適用されます。



【事業者の皆さんへ】

軽減税率制度は、対象品目の取り扱い(販売)の無い場合も含め、全ての事業者の方に関係があります。



問合せ 県の税務課 ☎095-895-2212



有限会社イー・ウィンド

(五島市)

お話を伺ったのは
代表取締役
はしもと たけとし
橋本 武敏さん



つたエールけん

県内で頑張っている企業や人に
エール(応援)を送ります!

風力発電の将来性を見据えて業種転換

五島市富江町に本社を置く、国内でも数少ない風力発電設備保守メンテナンス専門の会社です。元々は建設業でしたが、2006年に地元の2基の風車の修理を行ったことがきっかけとなり、再生可能エネルギーの将来性を見据えて、2008年に業種転換しました。風車メーカーも協力的で事業は軌道に乗り、現在では県内はもちろん全国の風力発電事業者やメーカーから依頼され、年間約300基の風車に携わっています。



風車の高さは地上から羽の先端までで120m。ロープワーク専門チームを組成して業務に当たる

主な業務は、事業者やメーカーからの依頼を受けて点検や修理に出向く出張業務と、風車の設置地域に駐在し運営保守管理を行う常駐業務、そして社内の情報管理センターで行っている監視業務です。センターでは、全国の風車を遠隔で操作・監視しています。

現在社員は32名。風車メンテナンスという新しい分野で実績を上げ、地元雇用に貢献していることも評価され、2017年には経済産業省「地域未来牽引企業」に選定されました。



五島市崎山漁港の沖合にある国内初の浮体式洋上風力発電設備のメンテナンスも行う

再生可能エネルギーで地域活性化をめざす

五島市は、2016年に国内初となる浮体式洋上風力発電設備が実用化されるなど、官民一体で再生可能エネルギーによる地方創生を目指しています。

昨年、地元企業48社で五島市民電力株式会社を設立しました。これにより再生可能エネルギーの発電、メンテナンス、売電による資金の地域内循環の仕組みがそろうました。今後は風力発電だけではなく、地域ぐるみで再生可能エネルギーに関わる事業を「五島モデル」として作り上げ、全国に発信していきたいと考えています。



社内にある情報管理センターでは、24時間365日リモートで監視・管理を行っている

再生可能エネルギー全般を
視野に入れた地域活性化事業を
五島から全国に発信したい。

